

くろまぐろ遊漁の管理について

- I. 令和9年度の遊漁管理に向けた検討スケジュールについて
- II. これまでの採捕実績について
- III. 令和9年度の管理について

令和8年10月
水産庁

I.令和9年度のくろまぐろ遊漁管理に向けた検討スケジュールについて

年	令和 8 年												令和 9 年																				
月	6 月			7 月			8 月			9 月			10月			11月			12月			1 月			2 月			3 月					
旬	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
広調委	← 状況報告 →												← 委員会指示を議論 →												← 開催予定 →								
専門部会	○ 第 8 回 (6月8日)						○ 第 9 回 (8月19日)						○ 第10回 (10月9日)									第11回											
備考																・ 届出及び採捕に係る委員会指示を議論									・ 管理の具体的手続を議論								
													・ 委員会指示案の方向性決定 (バックリミット、リリース、報告期限等)												・ 令和 9 年度の採捕上限等の決定 (+ 3 月の取扱い)								
							・ 令和 9 年度の管理に関する方向性決定 (バックリミット、リリース、報告期限等)																		・ 届出開始 (予定)								

- ※ 専門部会の開催スケジュール等については、議論の進捗によって適宜変更
- ※ 組織化については、組織の体制案の作成、定款案の策定等を順次実施

Ⅱ.これまでの採捕実績について

今年度の採捕状況について

- 4月から7月までの各月の採捕数量は月の上限を超過している状況。
- 8月は積み上がりが緩やかであったことから、採捕禁止の公示を発出したが月の上限は超過しなかった。
- 9月も積み上がりが緩やかであり、採捕禁止の公示は発出されなかった。

※ 令和8年9月30日（水）10：00時点

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
当初採捕数量	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	51.4
採捕実績	7.3	4.4	6.0	11.7	3.1	1.0							33.5
調整後採捕数量	－	－	3.8	3.8	3.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
主な採捕海域	J3	J1,J2,J3,J6,J7,J8	J1,J3,J6,J7,J8	J1,J6,J7,J8	J1,J7,J8	J1,J8							
採捕禁止期間	4/5～4/30	5/24～5/31	6/3～6/30	7/3～7/31	8/25～8/31	－							

【参考】令和7年度における採捕上限・採捕実績（単位：トン）

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
採捕実績	6.0	4.4	14.1	13.9	3.4	0.8	2.2	1.6	3.9	4.3	7.2	8.7
主な採捕海域	J3	J3	J6,J7,J8	J6,J7,J8	J1,J8	J1	J1	J1,J2	J1,J3	J1,J3	J1,J2,J3	J2,J3
採捕禁止期間	4/9～4/30	5/14～5/31	6/5～6/30	7/4～7/31	8/4～8/31	－	－	－	12/28～12/31	1/19～1/31	2/4～2/28	3/4～3/31

釣行前

届出制（くろまぐろ（大型魚）に限る。）			
対象	遊漁者	遊漁船業者	PB所有者
要件	採捕しようとする場合	採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合	①採捕を目的として遊漁者を赴かせようとする場合 ②自ら漁場に赴こうとする場合
期間	年に一度、採捕しようとする1営業日前まで	年に一度、案内しよう、赴かせよう又は赴こうとする前月10日まで	
単位	採捕しようとする海域ごと	案内しようとする海域・船舶ごと	赴かせよう又は赴こうとする海域・船舶ごと

釣行中

小型魚

周年採捕禁止

大型魚

保持上限：年間1人3尾まで かつ 月に1人1尾まで
1日1隻2尾まで

船上所持禁止（月初7日間） ※リリースのみ可

随時的な採捕禁止

※報告される採捕数量の積み上がりを見て、各月の採捕上限を超えるおそれがある場合、会長が公示した期間、採捕禁止

釣行後

大型魚

採捕報告（陸揚げしたその日まで） ※リリース報告については本日議論

項目内容：採捕者情報・採捕したくろまぐろの情報

- 抽選制の導入を検討する間の措置として、遊漁関係者の採捕機会の確保及び漁場活用の分散化を図るため月初に船上所持禁止期間を導入するとともに、急激な採捕数量の積み上がりを防ぐため保持制限の強化や報告期日の早期化を実施する予定。

【今後の制度】

採捕上限の遵守

- バッグリミットの見直し（期間（2か月）ごとに1人1尾まで
→ 年間1人3尾まで かつ 月ごとに1人1尾まで / 日ごとに1隻2尾まで）
- 報告期日の見直し（陸揚げした翌日まで → 陸揚げしたその日まで）

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	・ ・ ・	31
所持	×	×	×	×	×	×	×												
リリース																			

採捕禁止（※）

※「禁止」については、所持により数量が積み上がり、採捕禁止措置がされた場合であって、必ず10日から禁止されるものではない。

【現行制度】

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	・ ・ ・	31
所持																			
リリース																			

採捕禁止

Ⅲ.令和9年度のくろまぐろ遊漁の管理について

9/25に開催したくろまぐろ遊漁全国説明会等で出た主な意見

- 大型の個体は電気ショッカーを使用する場合もあるし、弱ってしまってリリースできないのではないかな。
- リリースは技術的に難しく、できる人はほんの一握りではないかな。練習・経験もなく、講習を受けただけでリリースできると判断するのは時期尚早だと思う。
- 講習を受ければC&Rができるようになるという考え方は甘い。何十回も練習して経験を積む必要がある。
- C&Rを実際にできる船と、やろうとしているだけの船は分けて考える必要がある。SNS等で見るような熟練者は一部であり、大多数が適切にリリースできるとは限らない。
- 3～4時間もファイトすれば魚が死んでしまう可能性がある。針を飲んでしまった場合など、生存しないケースもある。
- キャッチ&リリースについて、ルアー釣りであれば可能かと思うが、餌釣りの場合、針が飲まれるケースが多々あると思う。リリースしても死んでしまうと思う。
- 私の地域では、ルアーのC&Rを主眼とした船は圧倒的に少なく、C&Rを行うメリットを感じない。釣って持って帰って食べるころまでをセットで楽しみにしている利用者が多い。
- 船上所持禁止期間に「死んだから」と持ち帰る違反者が多発し、枠を消化されてしまう懸念がある。
- 超過が著しい6月7月だけ船上所持禁止期間の設定を適用すべき。これらの月の超過のせいで他の漁期も割を食っている。リリースはリリースで生計を立てている業者が多い地域がやればよい。
- PBが飛躍的に増えることを考えると、現状以上の監視体制が必要ではないかな。
- 違反に対する罰則が軽すぎる。遊漁船業者は違反によって営業できなくなれば生活に大きな影響がある一方、PBは同じ罰則では抑止力が働きにくい。
- くろまぐろの規制内容が頻繁に変わっており、現場として対応が難しい。

Ⅲ.令和9年度のくろまぐろ遊漁の管理について

フック&リリースの報告の扱いについて

- 月初7日間の船上所持禁止期間中にフック&リリースを行った場合の報告の扱いについて

論点：遊漁者に報告を求める場合、義務とするか任意とするか。

→ 実態把握が目的ではあるが、まずは試験的に実施するものであることを踏まえ、**報告は任意としてはどうか。**

※リリースについては安全性の確保が第一であり、ノウハウのある人により適宜実施されることが重要。

組織化の検討について

【これまでの専門部会での主な議論】

（漁業者委員からの要望）

- ・ 船上所持期間の導入に当たり、漁場紛争等トラブルの懸念があり、ルール作成・講習機能、業界窓口機能を有する組織を遊漁業界として設立してほしい。

（遊漁者委員からの回答）

- ・ 2026年中に講習・業界窓口・政策提言機能を有する団体を設立し、順次規模を拡大していく予定。

その他

- 個別の漁場競合等が生じた場合には、これまでと同様、地域の実情を踏まえ、海区漁業調整委員会指示や漁場利用協定の締結等、地域の実情に応じた適切な方法により、関係者間の調整を図ることが可能。

釣行前

届出制（くろまぐろ（大型魚）に限る。）			
対象	遊漁者	遊漁船業者	PB運航者
要件	採捕しようとする場合	採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合	①採捕を目的として遊漁者を案内しようとする場合 ②自ら漁場に赴こうとする場合
期間	採捕しようとする1営業日前まで	1月1日から3月20日まで	
単位	採捕しようとする海域ごと	案内しようとする海域・船舶ごと	案内し又は赴こうとする海域・船舶ごと

釣行中

小型魚

周年採捕禁止

大型魚

保持上限（期間ごとに1人1尾まで）

※期間：令和8年度においては二月ごと

随時的な採捕禁止

※報告される採捕数量の積み上がりを見て、各月の採捕上限を超えるおそれがある場合、会長が公示した期間、採捕禁止

釣行後

大型魚

採捕報告（陸揚げした日から1日以内）

項目内容：採捕者情報・採捕したくろまぐろの情報